

1 新型コロナウイルス感染症対策の充実について

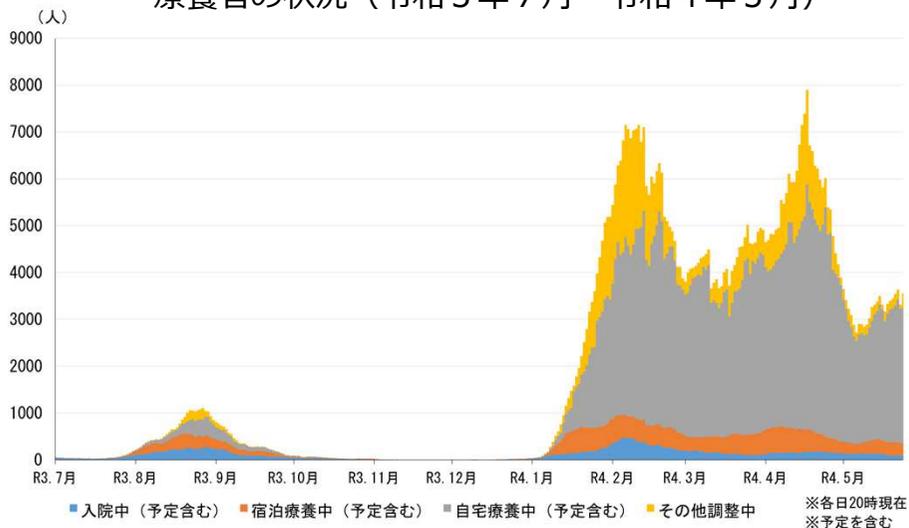
【厚生労働省】

長野県の状況

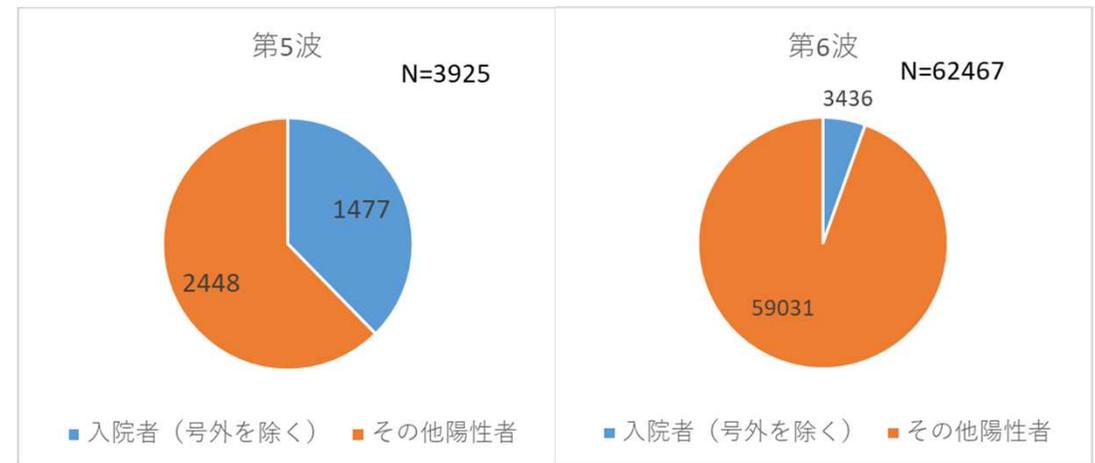
●新型コロナウイルス感染症患者等の療養状況が変化

- ・令和4年1月以降、感染力が強いオミクロン株によって療養者数が急増している
 - ・一方、入院を要する者の割合は低く、中等症・重症に至るケースが比較的少ない
 - ・第5波においては、全陽性者3,925人のうち1,477人（37.6%）が入院に至ったのに対し、第6波においては、5月23日時点までの陽性者62,467人のうち3,436人（5.5%）が入院に至っている
 - ・新型コロナウイルスワクチンの3回目接種が進んでいる（R4.5.24時点：県内全人口の62.2%）
 - ・中和抗体薬及び経口抗ウイルス薬の使用による重症化予防の取組が進んでいる
- ⇒ 新型コロナウイルス感染症対応は大きな転換期を迎えている

療養者の状況（令和3年7月～令和4年5月）



第5波及び第6波の入院者数／陽性者数



取組

○新型コロナウイルス感染症患者受入病床等の維持

- ・新型コロナウイルス感染症患者の受入体制を確保するため、患者受入医療機関に病床確保料を助成
- ・宿泊療養施設を県内に6か所設置し、受入体制を806人まで強化
- ・「健康観察センター」を設置。これまで各保健所で実施してきた自宅療養者の健康観察業務を専任の看護師が担い、遠隔健康管理システムを導入することで、健康観察の質の向上を図るとともに、保健所の負担を軽減

課題

- 入院に至らない療養者が多いことから、重症化リスクがある者以外も含め広く活用できる治療薬の普及が必要
- 新規薬剤の導入に伴い早期診断がより重要となることから、抗原定性検査キットの重要性が増加
- 現行の法体系下では、新型コロナウイルス感染症患者等の全数把握が前提となっているが、保健所の人的資源や検査に係る資源が有限であることから、ウイルスの特性に合わせた新たな方針が必要
- 今後、治療薬の普及等により、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けを変更する場合、医療機関等に混乱が生じるおそれ
- 今後の新興感染症等を見据えた医療提供体制を構築するには、新興感染症等の感染拡大時に機動的に対応することができる施設・設備の整備が必要

提案・要望

1 中和抗体薬及び経口抗ウイルス薬の開発及び供給量の拡大

軽症者等に用いる経口薬の更なる開発を進めるとともに、中和抗体薬及び経口抗ウイルス薬について、医療機関が緊急時に活用できるように供給量の拡大を図ること

2 検査試薬及び抗原定性検査キットの安定供給

保健所の迅速な対応及び医療機関の迅速な診断を支援するため、感染が急拡大した際にも検査試薬及び抗原定性検査キットの安定供給体制を維持できるよう引き続き対策を講じること

3 新型コロナウイルス感染症対応に係る今後の方針

流行中の株の特性に柔軟に対応可能となるよう法的位置付けの変更を視野に入れて方針を打ち出すこと

なお、方針を打ち出す際には、都道府県知事や医療機関等の意見を十分踏まえること

また、法的位置付けを変更する場合は、医療費が十分下がるまで特例的に公費負担を行うなど、スムーズな移行に配慮すること

4 新興感染症等に対応するための施設・設備整備への財政支援

今後の新興感染症等を見据えた医療提供体制が構築できるよう、新興感染症等の感染拡大時に機動的に対応することができる病棟の新設等の施設・設備整備に対する補助制度を創設すること